



妊産婦等 福祉避難所とは？

一般の避難所では避難生活が困難で配慮が必要な妊婦、産婦及び乳児(概ね6か月まで)が避難する施設です。
妊産婦等福祉避難所は福祉避難所※の一つです。

※一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者(高齢者・障害のある方・妊産婦等)が避難する施設です。



対象者は？

一般の避難所での集団生活が困難であり、入院には至らないが、相談支援等が必要な妊産婦(原則、かかりつけ医から了解が得られた妊産婦)

1

体調不良や精神的な不安が非常に高く、眠れない、気持ちが沈む、食欲がない等の妊産婦



2

産後6か月程度までの、心身ともに不安定な産婦とその乳児



3

一般の避難所の集団生活に馴染まない妊産婦



4

身近に家族等の支援者がいない妊産婦



妊産婦等福祉避難所への 避難の流れ

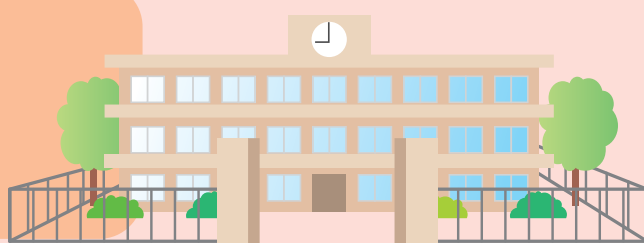
(自宅等から妊産婦等福祉避難所に直接避難していただくことはできません)

災害
発生

避難

まずは命を守るために、
学校などの一般の避難所へ
避難してください。

一般の避難所
(福祉スペース)



学校など



集団生活が困難であり、
相談支援等が必要な妊産婦
及び乳児(概ね6か月まで)

妊産婦等福祉避難所の
入所対象者を決定

一般の避難所において保健師等の
健康調査等を行った結果
入所対象者を決定します。
※対象者の選定にあたり、原則、
かかりつけ医の了解が必要です。



妊産婦等
福祉避難所



大学や
看護学校など